

平成26年度 中央会の主な活動予定

| 月日 | 曜日 | 内 容 |
|-------------|--------|--|
| 5/9 | 金 | <u>監事会</u> 時間：午後3時～ 場所：千葉県中小企業団体中央会 会議室 |
| 5/13 | 火 | <u>平成26年度第1回正副会長会議</u> 時間：午後2時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」 |
| 5/13 | 火 | <u>平成26年度第1回理事会</u> 時間：午後3時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」 |
| 5/28 | 水 | <u>第58回通常総会</u> 時間：午後2時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」 |
| 6/24 | 火 | <u>専門委員会</u> 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」 |
| 7/17～ 18 | 木 金 | <u>関東甲信越静ブロック中央会会長会議（本県開催）</u> 場所：成田市「ヒルトン成田」 |
| 10/23 | 木 | <u>第66回中小企業団体全国大会</u> 場所：東京都「日比谷公会堂」 |
| 1/23 | 金 | <u>中小企業団体千葉県新春交流会</u> 場所：千葉市「ホテルニューオータニ幕張」 |

◎お問合せは、本会総務部までお願いいたします。（☎ 043-306-3281）

❖お知らせ❖

❖ 組合住所等に変更がありましたら本会までご連絡下さい。

本会の会員名簿の記載事項に変更があった場合は、本会総務部までご連絡下さい。

①組合名、②連絡先住所・郵便番号、③代表者氏名、④組合員数、⑤出資金額、
⑥電話番号、⑦ファックス番号、⑧Eメールアドレス

また、4月には名簿調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

❖ 中央会会員名簿

本会の「会員名簿」は電磁式で作成したものをHP上で公開しております。

ご覧いただくには、本会HP (<http://www.chuokai-chiba.or.jp>) から

[会員名簿] をクリックし、ID、パスワード

を入力して下さい。



千葉県中小企業団体中央会

第58回通常総会 を下記のとおり開催します。

平成26年 5月28日（水） 14：30～（予定）

会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5

会員の皆さまが一堂に会し、本会の平成25年度事業の成果をご確認いただきますとともに、厳しい環境下での新たな事業展開の方向性をお決めいただく貴重な機会です。

われわれは、中小企業組合運動の歩みを決して緩めることなく、多様な組織化によって更なる飛躍を目指します。時節柄何かとご多用のこととは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで（TEL 043-306-3281）

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

| | | | | |
|-------|--|-------------------|----|---------------|
| 補助事業名 | 平成25年度組合等新分野開拓支援事業 | | | |
| 対象組合等 | 協同組合佐原信販 | | | |
| | ▼組合データ | | | |
| | 理事長 | 鈴木 重夫 | 住所 | 香取市佐原イ525 |
| | 設立 | 昭和27年6月 | 業種 | 小売業、飲食店中心の異業種 |
| | 会員 | 64人(平成25年3月31日現在) | | |
| テーマ | 組合員の経営体質強化及び地域コミュニティ再構築のための新たな取り組み | | | |
| 担当部署 | 千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284) | | | |
| 専門家 | Eマネジメント研究所 所長 江波戸 勝 (中小企業診断士) | | | |

背景と目的

香取市は人口が8万3千人で、毎年1%程度の人口減少を来しており、高齢化率は29%で超高齢社会となっています。高齢者のみの世帯は一般世帯の2割にもなっており、高齢者の生活支援及び買い物弱者対策などが必要となります。

当組合の組合員が所属する商店街は、香取市佐原地区の中心商業地を形成する11の商店街で、総店舗数300店(空き店舗を除く)で構成されています。街区内には以前は2店の大型店があり、地域中心商店街としての機能を果たしていましたが、平成16年に老舗デパートが閉店してからは、空き店舗が徐々に発生してきており、現在81の空き店舗を抱えて厳しい状況が続いています。

当組合は昭和27年設立以来、佐原地区商業の中心商店街として60年間、地域住民の豊かな消費生活を支え続けてきましたが、老舗大型店の閉店に加えて中小商店も閉店を余儀なくされている状況で、組合員数も減少してきています。

この度、組合等新分野開拓支援事業の一環として、地域住民のアンケート調査を実施したところ、当地域商業の衰退要因として、魅力的な店舗が少ないという結果が指摘され、今後の発展のためには個々の商店の魅力づくりが必要不可欠であることを再確認したところで

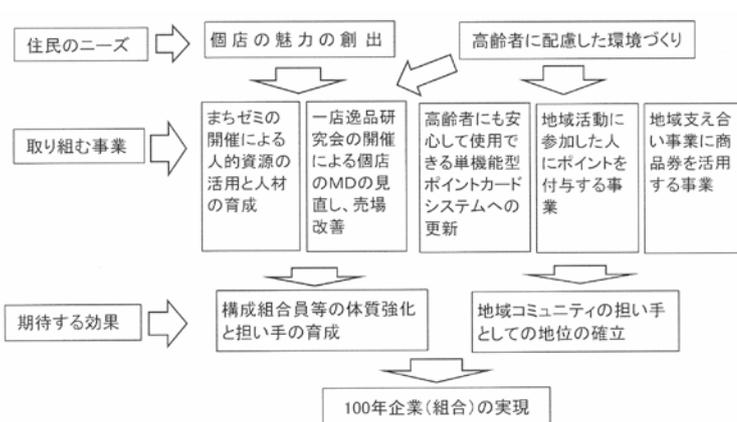
また、これからの当組合の存続を図るためには、超高齢社会を迎えている当地域において、地域コミュニティの再構築のための事業が期待されていることも確認されました。

これらの結果を踏まえて、組合員等の企業体質の強化を図る事業を実施するとともに、組合事業の新たな展開に向けた取り組みとして、地域コミュニティの担い手としての事業を行うことにより、組合の経営体質の強化を図ることが必要となっていました。

事業の活動内容

組合の構造改革への取り組みに際して、組合のスローガンを次の通り設定し、そのスローガンのもとで各種の事業を進めていくこととし

ました。「豊かな暮らしを支え続けて60年。これからもずっと...百年企業(組合)を目指して」

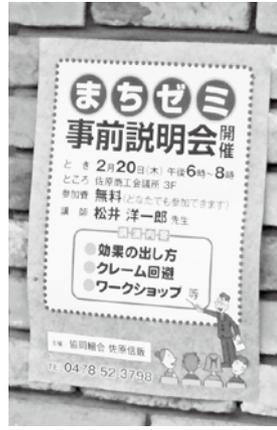


1 構成組合員等の体質強化に資する事業

①「まちゼミ」の開催による顧客との信頼関係の醸成

「お客様には満足を」・「お店には新規顧客と売り上げを」・「街には賑わいを」の三方よしの事業とし

て全国各地で実施されている「まちゼミ」を当地域においても実施し、個店の魅力の再確認と顧客との信頼関係の醸成を図り、お店と商店街のファンづくりを行うものです。



②一店逸品研究会開催事業

一店逸品研究会の開催により、個店経営者の経営革新への取り組みを促進させ、個店のMDの見直しをすることで、地域住民から強い要望が上がっている個店の魅力向上を図り、組合員企業の客数増加、売上効率を高め、組合の安定的な運営に資するものです。

2 地域コミュニティ再構築のための新たな取り組み

当組合の行っているカード事業は、ICチップを埋め込んだクレジットカード機能付きのカードを採用し、カードホルダーが18千人で、ポイント売上高も3億5千万円という実績に加えて、毎年300名を超

える新規加入者がいることから、カード事業は地域住民の生活に浸透し、支持を得ているものといえます。

ただ、クレジットカード機能はほとんど使われておらず、システムも導入から14年を経過しており、ハードの老朽化が目立っていたため、新たなシステムを導入することになりました。

今後のカード事業の運営については、システムの維持管理費及び新規カード発行手数料の負担を軽減するとともに、高齢者にも安心して使用できるカードシステムとするために、ポイント機能のみのリライト式カードシステムに変更し導入することにしました。

また、ポイントカードを活用した新たな事業として、「地域活動に参加した人にポイントを付与する事業」と「地球環境保全活動に参加した人にポイントを付与する事業」を行うことにしました。

事業の成果

これらの事業の実施に際しては、国の地域中小商業支援事業補助金を活用し事業化に取り組んでおり、

「まちゼミ」「一店逸品研究会」はそれぞれ専門家を招いて勉強会を開催して、それぞれの事業について理解を深めています。

カードシステムの更新は、4月から新しいカードに切り替えるべく作業を進めています。

これにより、新規カードの一枚当たりの発行経費が十分の一に削減されることが可能となり、使い勝手のよいものとなります。



(新カード)



(カード端末)

今後の事業展開・展望

「まちゼミ」の開催は、県内では4番目の開催地となる予定で、現在は参加店の募集を行っており、4月～5月にかけての開催を目指しています。

「一店逸品研究会」については、現在、佐原商店会連合会との共同開催の話が持ち上がっており、このことが進展すればオール佐原での取り組みとなり、「まちゼミ」と合わせて、地域商業者の構造改革への取り組みが加速され、地域での活動効果もより大きなものとなり、その成果が期待されます。

また、当組合事業のもう一つの柱である商品券発行事業は、超高齢社会の中で地域の元気な高齢者が助けを必要とする高齢者を支援する「地域支え合い事業」との連携を検討しています。

この事業は、元気な高齢者には働き甲斐を提供し、助けが必要な高齢者には気軽に利用できる安心感があり、その謝礼として地域商品券を活用することにより、地域経済の活性化にもつながる事業といえます。

この事業を実施するうえで、既存の社会福祉事業やシルバー人材センターで行っている業務との棲み分けが重要で、地域のNPO団体や福祉団体との連携の可能性など、実施に向けた研究を進めていくことを考えています。

(江波戸 勝)

テーマ 地域資源の活用

「伊勢たくあん」の復活とブランド戦略

三重県漬物協同組合

江戸時代から全国で親しまれた「伊勢たくあん」を現代風にアレンジして復活させ、地域団体商標を登録し、販路開拓に取り組むことにより組合及び組合員の活性化を図る。

背景と目的

食による健康志向への関心が高まる中、「伊勢たくあん」は、ぬか塩を使った発酵食品として注目された。

また、江戸時代には全国で親しまれていた味覚や食感等を、現代風にアレンジして再度全国に広め、組合及び組合員の活性化に寄与するため「伊勢たくあん」の復活に取り組んだ。

「伊勢たくあん」の原材料となる「御菌大根」の生産量は激減していたが、県内の生産農家を組織化（御菌大根栽培研究会）したことで原

材料を確保することができ、平成19年度に「伊勢たくあん」を地域団体商標として登録を行った（地域団体商標（商標登録番号5051140））。

事業・活動の内容

「伊勢たくあん」は、歴史があり商品が多様化していることから、地域団体商標登録後に、組合内の「たくあん部会」を中心として、製造基準や商標使用規定を作成するとともに、差別化と商標を保護するため「伊勢たくあん」シールを作成した。

ブランド展開については、特に「伊勢たくあん」ポスターを作成・配布し、県内生産の御菌大根を使用した漬物で、合成の保存料・甘味料等を使用しない安心・安全な食品であることを周知している。

また、平成25年に行われる伊勢神宮の式年遷宮に合わせ、伊勢地

域に根差した歴史ある素朴な漬物をイメージし、三重県を代表する漬物のブランド品として浸透させ、知名度を上げるため事業展開を図っている。

活動の成果

「伊勢たくあん」が地域団体商標を登録したことで、定義が明確になり、員外企業による商標の不正使用や模倣品の排除が可能となり、さらに、製造基準や商標使用規定に基づいたグレードが高い「伊勢たくあん」が消費者に認知された。

また、御菌大根を原材料とした「伊勢たくあん」の復活は組合員全員の願いであったが、品質が良好で均一な御菌大根を確保することが困難であったことから、当組合が中心となり御菌大根生産農家と連携して「御菌大根栽培研究会」を組織化した。その結果、生産された御菌大根の全量購入を条件に、

安定確保が図れるなど、農商工連携により「伊勢たくあん」の復活を実現することができた。



伊勢たくあんの商品パッケージ

三重県漬物協同組合

住所：〒514-0062
三重県津市観音寺町799番地の28
設立：昭和48年11月
出資金：170千円
電話：059-227-4089
URL：<http://homepage2.nifty.com/mie-tsukemono/aisatsu.html>
業種：野菜漬物製造業
会員：16人
組合専従者：—

組合 Q & A

理事長と専務理事の責任

理事長の下に専務理事がいる。二人はそれぞれの立場で一般的に組合を見ている。責任関係はどうなるか。

理事長と専務理事の役割分担は、両方がともに組合全般の運営にタッチしていてもあまり明確ではないものです。事務局員が理事長に言われた仕事をしていると、専務が来て「その仕事はやらなくていい」と言ったりします。「でも、理事長に言われたのです」「理事長は何もわかつちやいないから、俺が説明しとくからいいよ…」

専務理事は長期にわたり就任していることがあるので、こんな会話は珍しくありません。

副理事長の場合には二人以上いて、渉外担当・総務担当のように役割分担しているケースが多いのですが、専務は、理事長の右腕といった役なので業務がバッティングすることはよくあります。

【事例】

農業協同組合の例ですが、組合長と専務理事の関係について参考になる判例があります。

この組合では、非常勤の組合長が組合事務全般を掌握し、常勤の専務理事が現金出納に関する会計事務を担当していました。ところが、この専務には会計事務の経験がありませんでした。

知識も経験もないので、経験のある部下と議論すると負けます。負けると悔しいので、この専務は他人の意見に耳をかさず、独断的に事務を行うようになりました。組合長は心配になり、この専務に対して独断専行を改めるよう忠告し、会計に詳しい職員を部下に配置しました。

しかし、このことで専務はますます意固地になり独断傾向を強めていきました。そのうちに保管金が帳簿の額と合わなくなり、組合員に貯金の支払いもできなくなりました。

そこで、組合は会計事務の調査をしました。調査により約四〇万円が不足していることがわかったので、組合長と専務理事に対して損害賠償請求の訴えを起こしました。

た。裁判所は、専務理事に対して損害賠償責任を認めましたが、組合長にはその必要はないと判断しました。

組合長の責任を認められなかった理由は、①専務理事は理事会で互選され、組合長の意思によつてその地位を左右できないこと、②組合長は会計に詳しい職員を配置するなどそれなりの努力をしていたこと、の二点が評価されたのです。

考えてみれば、理事長は専務理事の任命権を持っているわけではありません。理事会で選ぶので任命権は理事会にあります。理事長と専務の関係が問題になるときは、任命権も考慮する必要があります。

ポイント

★専務理事を選ぶのは理事会である
★理事長の専務へのチェックには限界がある

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

- ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q: 基準及び原則に関する正誤問題です。

- 【第1問】事業協同組合は、営利を目的とする事業体ではなく、相互扶助を目的とする事業体である。
- 【第2問】商店街振興組合は、買物環境の整備を通じた住民福祉の向上が目的である。
- 【第3問】相互扶助の組織では、弱い者は強い者に助けてもらう権利がある。
- 【第4問】相互扶助の組織は、相互に資本を出し合つて事業を実施し、その事業で得た利益を分配することを目的とするものではない。
- 【第5問】相互扶助を目的とする中小企業の組合には、いかなる場合も独占禁止法は適用が除外される。

《解答》【第1問】○【第2問】×（商店街振興組合は、来街者のための環境整備事業は行えるが、住民福祉が目的ではなく、事業協同組合と同じく組合員の相互扶助を目的とする組織である。）【第3問】×（中小企業の相互扶助とは、弱い者が助けてもらうということが中心になるものではない。あくまでも、経営資源の補完のための共同事業を行い、協調してともに企業の成長・発展を図るというのが基本的考え方である。）【第4問】○【第5問】×（基本的に、小規模な事業者による相互扶助を目的とする組合には、独占禁止法は適用されない。しかし、不正な取引方法を用いる場合、不当に価格を引き上げることとなる場合は、適用される可能性がある。）

テーマ 真空成形技術による厚肉樹脂製品の製造

柏市工業団地協同組合 組合員企業 昭和プラスチック株式会社

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が認められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のしやうは？

当社は、昭和41年に創業以来、樹脂の真空

成形技術による各種プラスチック製品（製品の中心はシート型のもの）を製造し、薄型の食品容器（主に菓子用）を中心に容器メーカーなどに納入してきました。売り上げの99%は真空成型によるプラスチック製品の製造販売であり、残りは足こぎ車椅子の販売を行っています。真空成形を扱う企業は、「より薄い強い」製品を目指し、技術開発を進めています。

当業界は価格競争が激しく、自社の特長を強く打ち出し、下請け体質から脱却しなければなりません。また、昨今の多様化するニーズに 대응するため、小ロット、短納期、低コストを実現する体制づくりに早急に取り組みなければなりません。

テーマ及び内容は？

1. テーマ
『真空成形技術による厚肉樹脂製品の製造』
2. 計画期間
▽平成25年9月～平成28年12月（4年計画）
3. 付加価値額の向上
▽計画時 31,988千円

▽計画終了時の目標伸び率
37,100千円（16.0%）

4. 内容
真空成形技術により、より厚手の製品を製造できないか試行を続け、1.5mm以上の製品を安定製造できる技術を開発しました。

新たな取り組みの特徴は？

通常、真空成形でこの厚みの製品を製造すると角がきれいにせず、底部が膨らみ、製品になりません。それを金型の温度と加圧力と加圧時間の工夫および冷却方法により、厚手の製品の製造に成功しました。

具体的には、金型を従来よりも加熱し、高温状態にして成型し、その後、エアをかけるながら時間をかけて冷まします。そのために、金型の温度を調節する温調機（金型内に温水を流し、金型の温度を調節する。）の加熱を薄型時よりも高温に熱し、型の中で時間をかけて冷まします。これにより、厚みのある製品の製造が可能になり、課題であった曲縁、深さ、裏面の平さ等がクリアできます。他社ではまず実現不可能に近い技術です。射出成

型に比べ、金型製作の時間の短縮ができ、工程が少なくなりリードタイムが短縮できます。現時点で3mmまでの製品の製造が可能となっています。

これは、自動車部品のトレー（搬送するためのトレー）や家具用トレー、ゴミ箱のフタ、小型ポスト等として使用できます。

作業工程

1. 機械にロールシートをセットする。
2. シートを上下のヒーターであたためる。
3. 温まったシートを金型の上でバキュームし、成型する。
4. 余分な部分をカットし、仕上げる。

（この部分で温調機による加熱を行い、時間をかけて冷ます。）

今後の事業展開は？

今回の取組みにより、通常は射出成形で製造する製品を真空成形で製造することが可能となり、従来100〜120万円程度かかっていた金型代が50万円程度で済むことになりました。

また、金型製作の時間短縮及び真空成形にすることで工程が少なくなり、リードタイムが短縮され、短納期化にも繋がります。この点を積極的に工業系、医療系業界を主としてPRしていくことで、射出成形の領域の顧客の獲得を図っていきます。



当社外観

社長さんの一言

前回同様、経営革新計画の立案・作成を行ったことにより、より一層経営計画の目標が明確になりました。

また、苦手だった具体的な事業計画・数値目標を設定することで、会社の進むべき方向が明らかになり、社員へ自信を持って今後の方針を伝える事ができました。

今後は、この経営革新計画が目標どおり達成できるように社員と一丸となって業務を進めていきたいと考えております。



当社プラスチック製品

中央会から

◎経営改善への道しるべとなる経営革新計画に係る相談は、本会経営支援部までお気軽にご相談下さい。
☎043330063282

企業プロフィール

団体名：柏市工業団地協同組合
 企業名：昭和プラスチック株式会社
 代表者：皆川 悦子
 所在地：千葉県柏市高田1116-36
 電話番号：04-7145-6111
 資本金：10,000千円
 従業員数：9名
 業種：その他のプラスチック製品
 製造業
 E-mail：—
 U R L：http://shopura.jp/
 承認年月日：平成26年8月31日
 支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成26年2月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は5から8に増加。「減少した」業種は7から4に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は2から7に増加。「減少した」業種は19から13に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は1から6に増加。「悪化した」業種は10から9に減少。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は8から12に増加。「減少した」業種は5から1に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8のまま変化なし。「減少した」業種は10から12に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は5から7に増加。「悪化した」業種は8から10に増加。

製造業

豆腐製造

【県内全域】

国産大豆について、昨年秋の台風が25年度大豆の流通量に大きな影響を与えている。入札ごとに高値更新を続けており、今後の入札にも影響が懸念される。

印刷

【県内全域】

景況の変化について、2月の県内印刷会社受注売上は1月と比較して増加した模様である。2月は元来1月と同様の稼働日数しか無く、従来は低調な月間ですが、今年度は消費税率の増加を見込んだ駆け込み需要をターゲットにしたチラシ・パンフレット等の印刷物が着実に増えている。さらに本来の年度末需要がこれに重なり、結果として建設業と同様に人手や設備の不足の声が聞こえてくる事が予想される。

電気鍍金

【県内全域】

景況は、幾分明るさが見えてきたようだが、一か月後に消費税率が施行されてその後の景況が不透明である。現況では、前年度同期に比べて、3割増の企業も出てきているがこれも3月までとのことである。

鉄工

【千葉】

売上増加がストレートに収益アップとならないもどかしさはあるが、組合員各社ともに足元では、下限を切り上げつつ好転している先も見られる。

機械部品製造

【野田】

2月は雪害等にとる資材未着等の状況があり、稼働日数がないのに余計生産が落ちた。業界動向は、引き続き好調傾向があり、維持するよう期待したい。

機械部品製造

【流山】

消費税増税の影響もあり、受注が増えている。

機械部品製造

【柏】

自動車関連駆け込み等による受注はあるが、材料費アップ、休日と残業対応等、4月以降の不透明感と合わせて中小企業は厳しい対応が続いている。

金属製品製造

【船橋】

景気の回復までの時間はない。後一息のところまで停滞している。

採石

【県内全域】

景況の変化について、1月は出荷が前月より70%減となるなど、港湾事業の入札時期の遅延などにより厳しい状況が続いている。今後、地震対策やオリンピック開催

に伴う東京港、川崎港、横浜港スパー港湾等の改修事業に期待ができるもの、事業規模が小さく、当分厳しい状況に変わりなし。

【土砂採取】

【県内全域】

前月比及び前年同月比とも前月の1月の状況報告時と変化はない。地域によっては、前年より上向きの見通しで、3月以降を注視したい。

非製造業

【総合卸売】

【千葉県・東京都】

【鶏卵卸】例年は年末の需要期が終わると価格が下落するが、今年度は高値が続いている。更に、大雪の影響で入荷がとまり、一時需要に対応できなかった。

【大雪被害】酒類卸▽ビール輸送ができず、納品に遅れ出る。漬物製造卸▽葉物野菜の高等が続き、採算性低下。

【建築材料卸売】

【県内全域】

景況の変化について、堅調と思われた建設需要が年明けから停滞気配。2月大雪のため、輸送寸断され出荷激減。ひっ迫していたセメント在庫が余り気味。今年度見込み大幅修正余儀なくされる。消費税前の駆け込み需要も一段落し、消費税アップのマイナス要因がこ

れから効いて来る。オリンピック需要まで間があり。来年度は落ち込むと推定される。

【自動車解体】

【県内全域】

スクラップ価格下落。2月1ヶ月間で10%下落。前値同月とほぼ同水準になり、先行き不安感あり。北西部地域は、積雪の影響で稼働日が減少した。

【卸売】

【茂原】

景況の上昇は、まだまだのようですが、当組合でも勝ち組(忙しい)、負け組(比較的通常)があるようです。

【食肉卸売業】

【千葉市他】

牛の処理頭数の減少により収益状況が悪化している。飼料価格が円安により高止まりして農家の経営状況が悪化している。収益業況悪化により資金繰りが大変である。

【乾物卸売業】

【県内全域】

景況の変化は、大雪の影響で売上が減少。業界動向は、現在までの生産量は11%、平均単価は20%前年に比べ減少。海況の悪さが影響し、質的・量的にも前年を下回り、市況も好転せず。

【小売】

【柏】

最近、退店意向が続けて出ている。一方では、事務所系の出店希

望が増加している。

【電気機器小売】

【県内全域】

2月後半消費税の影響が出始めた。

【青果小売】

【千葉】

金額ベースでは高水準となったが、高値相場の中雪の影響で更に入荷が不安定となり、利益の確保が難しかった。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

消費税引き上げ前の駆け込み需要による下取り車の増加により、タマの増加と仕入れ需要により相場は上がり全体の取引は好循環で推移している。4月以降の反動が懸念される。

【小売】

【東金】

ファッション関連品は、寒い日が続いたので冬物が動いているが、価格帯が下がっている。その反動で春物が伸びていない。食品関係では、値上がり傾向がさらに続いている。2週連続の雪での影響が大きかった。

【小売】

【野田】

週末、2週連続の記録的な大雪に見舞われ、売上は前年比を大きく下回った。消費税率引き上げ前の駆け込み需要を狙ったセールを実施する。

【小売・サービス】

【柏】

2回の雪が商店街にも直撃、前月比・前年比ともよかった事業者はない。下旬になり、少しは客足が伸びるのではないかと期待したが全く伸びなかった。

【牛乳小売業】

【県内全域】

1～3月に対して、ヨーグルト類の商品が、各社とも良い販売量が増販となっている。

【建設揚重】

【県内全域】

前月の状況が続いている。3月(期末)迄は継続すると見ている。

【遊覧船】

【鴨川】

記録的な大雪により、交通が遮断されキャンセル続出となった。

【一般廃棄物処理】

【千葉】

3月の引越時期と4月からの消費税増税を見越して、早めの依頼が多くあり、前月・前年同月と比べると好転の結果となった。

【建設】

【県内全域】

当連合会加入組合員の受注は、66億33百万円であった。これは、前月比で26億15百万の増加であった。前年同月比でも22億9百万の増加となった。

【輸出入】

【県内全域】

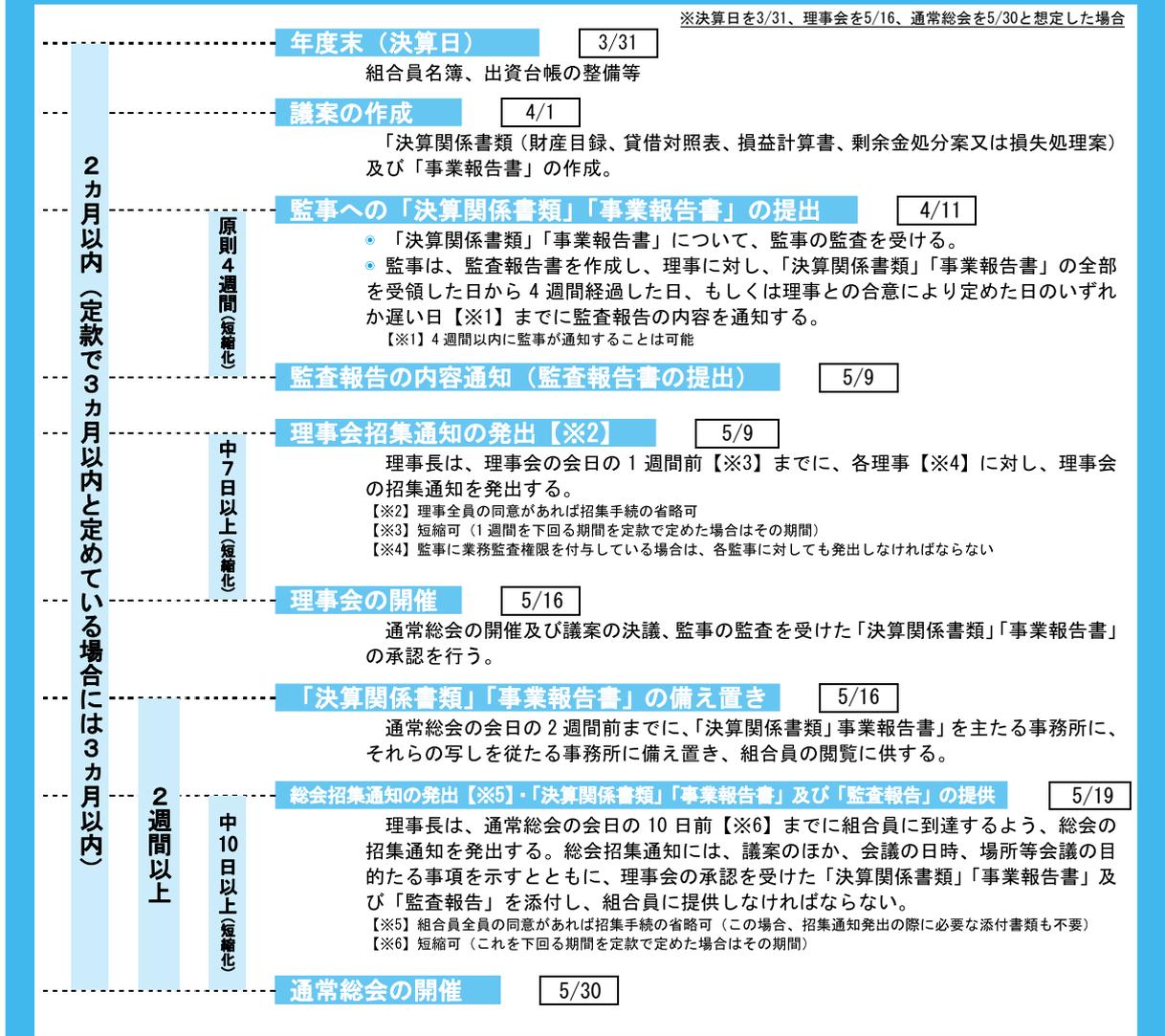
2月の売上は前月比と変わりなく、前年同月比約10%上昇した。

組合事業年度終了後の事務手続きについて

～財産目録の作成、剰余金処分は適正に～

事業年度終了から総会終了後にかけての組合事務は、1年の中でも繁忙を極めます。総会で議決された事項には、各種届出・許可等が必要なものもありますので、事務スケジュールの管理には十分に留意のうえ、遺漏のないよう必要な手続きを行って下さい。なお、決算関係書類、役員変更届は、総会議事録を添付して（役員改選がある場合は理事会議事録も）、本会へ2部ご提出下さい。（※定款変更のある場合は3部）また、各種届出等書類の様式は本会HPからダウンロードできますので、ぜひご活用下さい。

事業年度終了後の通常総会開催までのフロー



| | 処 理 事 項 | 期 間 |
|------|--|---|
| 認可申請 | ・定款変更 | 総会終了後遅滞なく |
| 届出事項 | ・決算関係書類 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金(又は損失金)処理) | 通常総会終了後2週間以内 |
| | ・役員変更届 <small>※全員兼任の場合は必要ない</small> | 変更後2週間以内 |
| 登記事項 | ・代表理事変更登記 | 変更後2週間以内 |
| | ・事務所移転登記 | 移転日から2週間以内 |
| | ・出資総口数及び払込済出資総額の変更登記 | 事業年度終了後4週間以内 |
| | ・その他の変更(名称、地区、公告の方法、事業)登記 | 定款変更認可書到達後2週間以内 |
| 納税関係 | ・法人税、事業税、住民税 | 決算後2か月以内 <small>※税務署長に申請して1ヵ月延長することが可能</small> |

組合事業年度終了後の事務手続きチェック事項

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

| No. | 手続き項目 (想定日) | ポイント |
|-----|---|---|
| 1 | 年度末締切 (3/31) <small>(試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切等)</small> | 正確な財務諸表を作成するため、必要な決算手続を行う。 |
| 2 | 組合員名簿の作成 (4/1) | 組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①] |
| 3 | 出資総口数及び払込済出資総額変更登記 (4/28) | 期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内(4/28まで)に行う。なお、変更があった都度登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②] |
| 4 | 事業報告書及び決算関係書類の作成 (4/1) <small>(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)</small> | 通常総会開催日の大体的見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。[中協法 第40条②] |
| 5 | 理事から監事へ決算関係書類等を提出 (4/11) | 作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤] |
| 6 | 監事から理事へ監査報告書を提出 (5/9) | 監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。 |
| 7 | 理事会招集通知の発送 (5/9) | 理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥] |
| 8 | 理事会開催 (5/16) | 監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②] |
| 9 | 決算関係書類等を事務所に備付閲覧 (5/16) | 通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。[中協法 第40条⑩⑪] |
| 10 | 通常総会招集通知の発送 (5/19) | 通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するよう発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①] |
| 11 | 通常総会開催 (5/30) <small>(事業報告書及び決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)</small> | 事業年度終了後2ヵ月以内(定款で3ヵ月に延長可)に開催する。通常総会では、事業報告書及び決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条] |
| 12 | 総会終了後の事務処理 (5/30~) <small>(議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)</small> | 速やかに処理する。 |
| 13 | 理事会開催 | 通常総会で役員改選を行った場合、役員理事(理事長、副理事長、専務理事等)は理事会で選任する。[中協法第36条の8] |
| 14 | 代表理事変更登記 | 代表理事就任後2週間以内に行う。[中協法 第85条①] |
| 15 | 行政庁への決算関係書類提出 | 通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①] |
| 16 | 行政庁への役員変更届提出 | 役員の氏名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2] |
| 17 | 法人税、法人県民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税 | 事業年度終了後2ヵ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1ヵ月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない)) |
| 18 | 定款変更認可申請 | 定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出することになっています。なお、「事業」「脱退者の持分の払い戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。[中協法 第51条②](※事前に本会担当者にご相談ください。) |
| 19 | 行政庁より定款変更認可書到達 | 定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。 |
| 20 | 変更登記 | 登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない(出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く。)[中協法 第85①] |

いま一度ご確認をお願いします。

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業報告書は作成されていますか? ✓ 財産目録は作成されていますか? | <ul style="list-style-type: none"> ✦ 決算関係書類には、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案(損失金処理案)を記載することになっています。なお、決算関係書類の提出と併せて事業報告書の提出をお願いします。 ✦ 組合では、会社と違い財産目録を省略することはできません。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 剰余金処分は適正ですか? | <ul style="list-style-type: none"> ✦ 当期に利益があった場合は、必ず下記の積み立て及び繰り越しを行わなければなりません。組合において積み立て及び繰り越しが適正に行われているか、再度ご確認下さい。(※監査報告で適正としている組合が、剰余金処分(損失金処理)がなされていない組合が見受けられますのでいま一度ご確認をお願いします。) ☆ 法定利益準備金(全ての組合) ☆ 特別積立金(定款で規定している組合) ☆ 教育情報費用繰越金(事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合) |
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 定款変更にあたっては... | <ul style="list-style-type: none"> ✦ 定款変更の際は、所管行政庁との事前協議が必要となるケースもあります。認可の手続きをスムーズに進めていくため、議案を総会前の理事会に上程される前に本会までご相談下さい。 |

◎詳しくは、本会設立相談室(043-306-3285)又は各担当者までご相談下さい。

平成 26 年度 業務改善助成金のお知らせ

— 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 —

千葉県内に事業場を置き、事業場内で最も低い時間給（時間換算額）が 800円未満の労働者を使用する中小企業事業主が、

- ① 事業場内最低賃金を時間給で40円以上引上げる計画を策定
- ② 労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の業務改善、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正等の業務改善計画を策定
- ③ 賃金引上げ

を実施した場合に、業務改善に要した費用（10万円以上）の2分の1（常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4分の3）を国の予算の範囲内で助成する制度です。

（業務改善助成金の上限は100万円、下限は5万円です。）

—業務改善助成金のお問い合わせ・申請先—

千葉労働局労働基準部賃金室

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1

千葉第二地方合同庁舎

TEL 043-221-232

平成26年度 中央会の組織体制と人事

本年度の中央会の事務局組織は次のとおりです。人事も含めてお知らせします。

【設立相談室】 事務局長兼設立相談室長 〓 今関光俊 〓 設立相談室副室長 〓 鳥居俊夫 〓 設立相談室主幹 〓 齋藤昇 〓 設立相談室主事 〓 山下侑祐

【商業連携支援部】 事務局次長兼商業連携支援部長 〓 河野弘樹 〓 主席調査役 〓 興津俊雄 〓 商業連携支援部主幹 〓 海老根博 〓 商業連携支援部主事 〓 新井要平

【工業連携支援部】 工業連携支援部副部長 〓 福永正昭 〓 工業連携支援部主幹 〓 東克典 〓 工業連携支援部主査 〓 山内昭紀 〓 工業連携支援部主査 〓 木村慎吾 〓 工業連携支援部主事 〓 岩澤龍一 〓 工業連携支援部主事 〓 古沢安代

【経営支援部】 経営支援部長 〓 橋本健一 〓 経営支援部主査 〓 堀江勇介 〓 経営支援部主査 〓 池澤由寿 〓 経営支援部主事 〓 田中周祐

【総務部】 総務部長 〓 斉藤清 〓 総務部主幹 〓 田川幸宗 〓 総務部主査

〓 渡邊幸恵 〓 総務部主査 〓 久保美和 (育児休業) 〓 総務部主事 〓 宮崎明美

■ 定期異動 [4月1日]
() 内は旧職名。

事務局長兼設立相談室長 〓 今関光俊 (事務局長兼総務部長) 〓 事務局次長兼商業連携支援部長 〓 河野弘樹 (経営支援部長) 〓 総務部長 〓 斉藤清 (総務部副部長) 〓 経営支援部長 〓 橋本健一 (商業連携支援部副部長) 〓 工業連携支援部副部長 〓 福永正昭 (工業連携支援部主幹) 〓 総務部主査 〓 久保美和 (工業連携支援部主査) 〓 工業連携支援部主事 〓 岩澤龍一 (商業連携支援部主事) 〓 商業連携支援部主事 〓 新井要平 (工業連携支援部主事)

■ その他の異動 [4月1日]
商業連携支援部主席調査役 〓 興津俊雄 (事務局次長)

■ 退職 [3月31日]
浜野幸男 (事務局次長兼設立相談室長)、白井孝典 (経営支援部主査)、

豊田泰寛 (商業連携支援部主査)、鷺崎良哉 (商業連携支援部主査)

■ 再雇用 [4月1日]
古沢安代 〓 工業連携支援部主事、宮崎明美 〓 総務部主事

中小企業組合検定試験

平成25年度

祝 合格おめでとうございます!!

去る平成25年12月7日(日)に実施された平成25年度中小企業組合検定試験(東京会場)の合格者がこのほど発表になり、千葉県を受験者14名のうち下記の3名の方及び本会職員2名の計5名が見事合格されました。おめでとうございます!!

| | |
|-------|------------------|
| 阿部慎司 | (株) 商工組合中央金庫千葉支店 |
| 高木亮太郎 | (株) 商工組合中央金庫千葉支店 |
| 吉原駿平 | (株) 商工組合中央金庫千葉支店 |

中小企業組合士が誕生するまで

**中小企業組合
検定試験受験**
(組合会計・組合制度・組合運営)

- 申込み…9月上旬～10月中旬
- 試験日…12月の第1日曜日

合格 (3科目)

- 1部科目合格については翌年から3年間有効
- 毎年3月上旬に合格発表

認定申請

- 検定試験に合格し、かつ組合等で3年以上の実務経験のある方

中小企業組合士の誕生

- 毎年6月1日付けで認定証書、組合士章、組合士証を交付
- 有効期間5年間 その後更新

平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業公募開始のお知らせ

平成25年度補正「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の1次公募を以下のとおり実施しています。

1. 事業概要

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資等を支援します。詳細は「3. 公募要領」でご確認ください。

2. 公募期間

・受付開始：平成26年2月17日（月）・二次締切：平成26年5月14日（水）〔当日消印有効〕

※必ず郵送により千葉県地域事務局あてに送付していただくようお願いいたします。

3. 公募要領等

公募要領

<http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/topics/13/140217mono>
[dukuri.pdf](http://www.chuokai-chiba.or.jp/dukuri/pdf)

申請書様式

<http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/topics/13/140217mono>

dukuri.doc

申請書は、公募要領の注意事項をご確認のうえ、作成してください。

（申請書受付先・お問い合わせ先）

千葉県地域事務局

千葉県中小企業団体中央会

〒260-0015

千葉市中央区富士見2-22-2

千葉中央駅前ビル5階

電話番号：

043-223-7707

FAX番号：

043-223-0700

お問い合わせ時間

平日 8時30分～12時、13時～17時

従業員災害補償プランのすすめ

本会では、会員企業の皆さまのための共済事業と致しまして、傷害保険制度（業務災害補償プラン）を導入しておりますが、この度、全国中小企業団体中央会制度への移行を図ることで、平成26年1月1日始期契約分より、現行の約24%割引→約59%割引になりました。

本会の傷害保険制度は他制度と比較しても大変割安になりますので、これを機に会員企業のリスク

管理と福利厚生充実のために積極的なご活用をお願い申し上げます。詳しくは、以下サイトをご覧ください。

※

<http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/topics/13/20131106>

[kyousai.pdf](http://www.chuokai-chiba.or.jp/kyousai/pdf)

お問い合わせ 本会商業連携支援部

☎：043-306-3284

平成26年度中小企業連携組織対策推進事業における「中小企業活路開拓調査・実現化事業」の公募を開始しました

全国中小企業団体中央会では、

中小企業が単独では解決することが難しい問題（ブランド化戦略、既存事業分野の活力低下、技術・技能の承継の困難化、環境問題等）を解決するために、中小企業組合等で連携して取り組む事業の調査やその実現化について支援を行う事業の公募を開始しました。

「公募期間」2月12日（水）～4月14日（月）

・第2次締切：4月14日（月）（必着）

※第1次締切までに応募があった案件で基準を満たしているものから、順次採択して、予算枠に達し次第、終了します

ので、お早めに御応募ください。詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

※

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubou/2014/140212koubo.htm>

htm

「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（新陳代謝型設備投資促進事業）」の公募を開始しました

老朽化設備を更新・増強したい中小企業・小規模事業者の方への補助金です。

全国中小企業団体中央会では、金融機関から借入を行い耐用年数を超過した設備を入れ替える大規模投資（総資産の15%を超える設備投資）を行う場合に、借入額の1%相当額を上限に補助する事業の公募を開始しました。

「公募期間」3月20日（木）～9月12日（金）*当日消印有効

※必ず郵送により送付ください。

※補助金がなくなり次第終了となります。詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

<http://www.chuokai.or.jp/shinchin.html>